◎知事　谷本正憲

　佐藤議員の一般質問にお答えします。

まず第一点は、国政に係わるご質問がございました。昨年7月に行われました国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備についての閣議決定に基づいて政府が提出をした関連法案は9月19日、国会で可決成立をし、同月30日に交付され、来年3月末までに施工される予定と聞いておるわけであります。国民の生命、安全を守るための安全保障は、これは国のもっとも基本的な責務のひとつであります。そのことから、今回の法律についても政府はもちろん、議決に関わった国会議員の皆様方も含めて国民の理解が得られるよう努力していただくものであろうと、このように考えているところであります。

また、臨時国会の召集については憲法53条に規定されていると承知しており　ますが、この規定に関し安倍首相は先月10日の衆議院予算委員会で召集時期については触れておらず、「当該時期の決定を内閣に委ねている」こういう答弁されたと聞いております。いずれにしても国会の運営に関しては国会においてしっかり議論していただくものと、このように考えておるところでございます。

次に、国立大学への運営費交付金についての御質問がございました。本県は全国に比べて高等教育機関の集積が大変高いわけであります。10月に策定をした、いしかわ創生総合戦略では、この特徴をいかして学都石川の魅力向上に取り組むということにいたしておりまして、新たな長期構想の中間取りまとめ案にも位置付けをしているところでございます。こうした取り組みを進めていく上で高等教育機関全体の魅力向上や発信等を進めていくことが重要であると、このように考えております。

各高等教育機関においてもそれぞれの強みや特色を伸ばし、グローバル化や地方創生の対応などの機能を高めていくことが求められているわけでありますが、今般の財政制度審議会の議論に関し、中央教育審議会や国立大学等から「国立大学法人運営費交付金は活動の基盤であり、充実確保が必要である」との声があがっていると承知いたしております。全国知事会としても先般取りまとめました地方創生実現のための緊急決議の中におきまして、地方大学を含む高等教育について地域の将来を支える人材育成に欠かせない基盤であるとの認識のもと、機能強化の方向で対応することを盛り込み、今働きかけをおこなっているところでございます。

◎総務部長　黒野嘉之

私からはまず給与条例について、でございますが、先般、月例給及び、期末・皆勤手当を2年連続引き上げることを主たる内容とする人事委員会勧告をいただいたところでございます。地方公務員法上、地方公務員の給与決定にあたりましては国家公務員の給与が考慮事項の一つとされております。このため例年、給与改正条例案の提案は国の給与法改正案の閣議決定の後に議会に提案しているところでございます。本年度におきましては臨時国会が召集されず、給与法改正案が閣議決定されておりませんことから今議会での関係条例の提案を見送ることとしたものでございます。

　　　　　　つづきまして、給与の県内経済への効果について、でございますが、県職員の給与につきましては地方公務員法に定める給与決定の原則である均衡に基づきまして、国及び他の地方公共団体の職員、民間事業の従業者の給与等を考慮して定められるというものでございます。こうしたことから県職員の給与改定については県内経済への波及効果を想定して行われるというものではございませんが、一般論として申し上げますと、県職員も地域の消費の一端を担っている存在であり、給与改定の結果により県内経済に直接、間接に影響は生じるものというふうにかんがえております。

　　　　　　なお今回の勧告につきましては、現在その内容を精査し対応を検討しているところでございます。

　　　　　　つづきまして、マイナンバーに係る罰則等についてでございますが、まず従業員のマイナンバーについては、事業者はマイナンバーを記載した源泉徴収票等を提出することが義務とされております。このため、事業者は従業員に対しマイナンバーの提供をもとめることとなりますが、仮に従業員が提供を拒否した場合におきましても、事業者や従業員に対する罰則はなく、またマイナンバーの記載がないことのみをもって書類を受理しない等の不利益な取り扱いすることはないとされております。しかしながら、マイナンバーの記載は法令で定められた義務でありますことから、事業者は従業員に対しこのことを説明し、提供を求めるとともに、従業員が拒否した場合は提供を求めた経過等を記録、保存することとされております。

　　　　　　次に、県に対する届け出申請等のうちマイナンバーを記載することとされているものにつきましては、各制度の法令に基づき住民や事業者はマイナンバーを申請書等に記載し提出することが義務とされております。申請書等にマイナンバーの記載がない場合の取り扱いにつきましては、国においてマイナンバーの記載がないことのみをもって不利益な取り扱いをすることはないと整理しておりますことから、県においても、国の同様の取り扱いにより適切に事務を行うこととしております。しかしながら、マイナンバーの記載は法令で定められた義務でありますことから、このことを申請者等に対し丁寧に説明し、マイナンバーの記載を求めていくこととしております。

　　　　　マイナンバー制度については、これまでも説明会や通知等により庁内や関係機関に対して周知してきておりまして、今後も引き続き説明会の開催等を通じ周知していくこととしております。続きまして、事業所における管理体制の構築について、でございますが、事業所においては従業員等のマイナンバーを収集、保管することになるため、マイナンバーを取り扱う担当者の明確化や従業員に対する教育等の準備が必要となり、またマイナンバーをシステムで取り扱う場合においてはその改修が必要となります。

事業所に対するマイナンバーの情報漏えいを防ぐ管理体制の構築につきまし　ては、法律に基づき国の特定個人情報保護委員会がガイドラインを定め、指導及び助言することとされておりまして、同委員会及び内閣宣房においてホームページや各種説明会で周知しておりますほか、関係団体にも協力依頼に努めているというところでございます。加えまして、対応のおくれが指摘されている中小企業向けには経済産業省も全都道府県において説明会を開催しております。同委員会によりますと、各企業の対策の状況を個別に把握することは困難とのことでございますが、内閣官房においてコールセンターを開設し企業からの問い合わせに対応しており、十月からは平日17時半までであった受け付け時間を22時まで延長するとともに、土日祝日にも拡大をしております。

県におきましても国のパンフレットを県内の商工会議所、商工会等を通じて会　員企業へ配布するなど、セキュリティ対策の必要性を含めた制度全般について周知を図っているところでございます。

次に、運用中止を国に求めるべきとの御提案につきましては、県としては法に定められている地方公共団体の責務を果たすため、安全対策を含めてマイナンバー制度の適切な運用に向け万全を期してまいりたいと考えております。

最後に、住民基本台帳ネットワークの運用状況等についてでございますが、住民基本台帳ネットワークシステムについては全国共通の本人確認ができる仕組みであり、各種申請等における住民票の写しの省略化や住民基本台帳カードの利用による転入転出手続の簡素化など、住民の利便性向上と行政事務の効率化を目的に運用されているところでございます。

本人確認のための情報については年金の支給に関する事務などのため、本県から国の行政機関等に年間約573万件を提供しているほか、本県の事務におきましてはパスポートの発給事務や県税の賦課徴収に関する事務など年間約5万件を利用しているところでございます。また、県内市町において平成15年度から交付された住民基本台帳カードは平成26年度末には累計41368枚というふうになっております。

以上でございます。

◎危機管理監　絈野健治

屋内待避施設のバリアフリー化についてお答えいたします。

避難行動要支援者の屋内待避施設は、市町が避難計画に基づき建物の耐震性や機密性、放射線の遮蔽性等を考慮した上で既設のコンクリート構造の避難所等の中から選定し整備を進めてきているものでございます。自然災害時の避難所でもある屋内待避施設につきましては、国の指針におきましてバリアフリー化をしておくことが望ましいとされております。県内の各市町では今後の施設改修に合わせましてバリアフリー化を行うことや改修予定のない施設につきましてはスロープを設置するなどの対応を検討することとしております。

県といたしましては、各市町に対して引き続き屋内待避施設の環境改善について働きかけてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎企画振興部長　藤崎雄二郎

新たな長期構想など計画策定に当たっての県の姿勢についてお尋ねがあ　りました。

10月に策定したいしかわ創生人口ビジョン、あるいはいしかわ創生総合戦略、また現在策定作業を進めております新たな長期構想につきましては、取りまとめの過程においてさまざまな形で多くの御意見をいただくことが重要であると考えております。このため、県議会での議論はもとより、幅広い分野の有識者から成る会議で意見をいただくとともに、より近くで地域住民と接している県内の全市町との意見交換を行ったところでございます。加えて、若年者へのアンケート調査、県民意識調査、そしてパブリックコメントを通じて広く県民の皆さまからご意見をいただいているところでございます。こうしたさまざまな機会を通じていただいたご意見をふまえながら、策定作業を進めているところでございます。

以上でございます。

◎商工労働部長　田中新太郎

よろず支援拠点について御質間がございました。

県内中小企業、小規模事業者が抱えるさまざまな経営課題の解決や成長、発展に向けました支援につきましては、従前より県やISICO、商工会議所、商工会等が連携協力をし、きめ細かに対応してまいりました。こうした中で、小規模企業振興基本法の制定等を受けまして国が全国によろず支援提点を設けることといたしましたことから、本県ではこれまでの支援実績等を踏まえ、ISICOが委託を受けまして昨年6月に開設したものでございます。今年度からは弁護士や税理士など4名を増員して9名体制で支援を行っており、開設から今年の10月末までの相談件数は3,600件を超えているところであります。

さらに県では中小企業振興条例の制定も踏まえまして、企業の皆さんにとって最も身近な支援機関であります商工会議所、商工会の機能強化を図るための支援も大幅に拡充したところでございまして、今後ともISICO、商工会議所、商工会等支援機関と連携をし、中小企業、小規模企業者の支援にきめ細かく積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎農林水産部長　棗左登志

　　　　　　私のほうからはTPPに関して2点お答えいたします。

まず、去る10月に大筋合意に至りました、TPP協定の内容と国会決議の整合性について、でございますけれども、これにつきましては先月11日の参議院予算委員会におきまして安倍総理が「国会決議にかなうものと認識しているが、国会決議であるので国会において判断することだと思う」旨の答弁がなされたところでございます。

なお、県といたしましては、先月25日に国において取りまとめられました総合的なTPP関連政策大網では農林水産分野への影響が明らかにされておらず、成長産業化を一層進める戦略については平成28年秋を目途に政策の具体的内容を詰めるとされておりまして、国において国民の不安を払拭するためにも農林水産業を初めとする国内産業に与える影響について速やかに分析を行い、その結果をわかりやすく公表するとともに、国内産業が将来にわたり持続的に発展していけるよう必要な対策が予算や法整備を通じて確実に講じられることを全国知事会をつうじまして引き続き国に要請して参りたいと考えております。

次に、いしかわの章句と農業・農村ビジョンについての御質問がございましたが、あらたないしかわの食と農業・農村ビジョンにつきましては、担い手の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加や里山の荒廃に加えまして米価の低迷、消費者ニーズの多様化、人口減少による国内需要の減などの新たな課題に対応するため、産業政策としての農業の成長産業化と地域政策としての農村地域の振興を車両輪として農業・農村の振興を図るという考えのもと、現在策定作業を進めているところでございます。策定にあたりましては、JA県中央会、全農県本部等の農業団体や県内農業者の代表として、いしかわ農業振興協議会等からも広くご意見をいただきながら、生産の効率化や農産物の付加価値向上を通じ、農業所得の向上を図る施策も検討しているところでございまして、これにより地域の農業を担う多様な担い手の活躍を支援して参りたいとかんがえているところでございます。

以上でございます。

◎土木部長　常田功二

　　　　　　まず、民間指定確認検査機関の数と県内の検査件数に占める割合をお尋ねでございますが、県内で建築確認検査業務を行うことができる民間の指定確認検査機関は13機関ございまして、26年度にこの検査機関が検査をおこなった件数は、4,187県の約66％ということになっております。

　　　　　　次に、くい打ちデータ偽装問題について、県内においてデータ改ざんがあった建築物の工事監理者と設計者や元請業者との関係というお尋ねですが、県内でくいの施工データが流用判明した2件の建築物の工事監理者は建築物の設計をおこなった建築士であります。また、その工事監理者が所属する設計事務所というのは元請業者とは別の会社でございます。

次に、犀川水系河川整備計画につきまして、普正寺のもりについて自然環境保護の観点からどう認識しているのか。また、普正寺の森の生態系を守るため、左岸を保存し、右岸だけの整備に変更する等の計画を再検討すべきではないかという御質問ですが、犀川下流部の普正寺の森というのは県が指定する鳥獣保護区内にあり、春と秋の渡りの時期には、大陸系の希少種も含め多くの野鳥が観察され、渡り鳥の中継地としても重要な場所であると、そういうふうに認識はしております。このめて、河川改修に必要な犀川水系河川整備計画を策定する際には、河川や自然環境を専門とする学識経験者等の意見を聞いたほか、川づくり懇談会、アンケート調査、地元説明会などを通じまして、流域住民等の意見を聞くとともに自然保護団体にも御説明をしております。

この計画の中で、普正寺の森を含めた下流部について、環境の面からは鳥類の採餌の場となっているなど豊かな動植物の環境が形成されている特性を踏まえ、動植物の保全に十分に配慮する計画とすること、そして工事の面では、現在の河川の平面形状を尊重しながら、川幅を約150ｍとするため、左右岸ともに拡幅する計画ということとしまして、この内容につきましては計画策定後も県の広報、ホームページにより広く県民の周知をしているところでございます。このことから、今後犀川下流の改修事業は本計画に基づいて進めるとともに、自然保護団体を含めた関係者と具体の対策について丁寧に協議しながら動植物に十分配慮して工事を行うこととしたいとおもっています。

以上でございます。

◎教育長　木下公司

　　　　　私のほうからは、まず、育英資金に関連してお答えいたします。

　　　　　育英資金の滞納整理の一部民間委託については、行政経営プログラムの効率的、効果的な行政サービス提供に向けた民間等との連携協働の取り組みのひとつとして実施したところでございますが、委託対象者は再三にわたり連絡しているにもかかわらず6カ月以上入金のない方であって、かつ事前に二回にわたり民間委託する旨の催告文書を発送してもなお連絡のない方とするものであります。滞納者の中には県外の方も多く、職員では文書や電話による催告が中心となり限界があることから、全国に支店を有する民間事業者の機動性日期待しているところであります。委託に当たっては行き過ぎた対応とならないように例えば威圧的な態度をとらない、正当な理由なく午後9時から午前8時までの間に電話や訪問を行わないなど、法務省が定めたガイドラインを遵守することとしており、また仮に苦情があった場合には県に報告することとさせていただいております。

次に、特別支援学校についてであります。特別支援学校の教職員の配置については、標準法の範囲内で各学校長の意見を聞きながら学校の実情に合わせて行っているところであり、校長から支障が出ているとの報告は受けてないところでございます。今後とも学校長の意見を聞きながら、学校の実情に合わせ教育活動に支障のないよう適切な配置に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、特別支援学校の整備については、これまで複数の障害種に対応するいしかわ特別支援学校と明和特別支援学校を開校するなど計画的に進めてきたところであります。そうしたことから、本県の児童生徒は各学校の充実した環境のもと多様な活動を展開して学習をしており、教室についても特段の問題は生じてないというふうに理解をしております。

最後に、道徳教育についてお答えいたします。世の中にはどんなに社会が変化しようとも時代を超えて変わらない価値のあるものがあります。こうした変わらない価値のあるものには、社会規範を守ること、みずからを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心、人権を尊重する心、自然を愛する心などがございます。これらのことはいつの時代、どこの国においても大切にされなければならないことであります。広く国際的な視点に立ち、多様性を寛容する中で子供たちに人が人として普遍的に持たなければならないこと、人間の生き方、あり方としての基本をしっかりと教えていくことが道徳教育であるというふうに考えております。

また、新長期構想に盛り込んだ「タフ」という言葉には頑丈やしぶとい、粘り強いなどの意味があり、現在、地域社会や企業、保護者から精神的なたくましさを有した若者が求められている状況を踏まえると、これからの社会を生き抜く子供たちに難しい課題にぶっかってもしっかり立ち向かえる力を身につけさせることは大切であるというふうに考えております。

以上です。

◎佐藤正幸

　　　　私、知事に一点だけ、TPPの問題で知事の言葉からお答えありませんでしたので、お尋ねしたいんですけど、知事自らJAの皆さんと直接お会いになっているとおもうんですよね。やっぱり要望書の中には国会決議との整合性の検証と大変慎重部会言葉使われてますけど、私は明確に国会決議違反だと言うふうにおもうんですよ。せめて知事として国会決議が守られたとはいえないと、このJAの皆さんとの思いを共有することはできないでしょうか。そこだけ最後お尋ねしておきたいとおもいます。

◎知事　谷本正憲

　　　　基本的には農林水産部長がお答えしたことに尽きると言うふうにおもうわけであります。私のほうからあえて付け加えることはない、というふうにおもいますが、このTPPの合意内容についてまだ明確ではないということについては、JA石川の皆さん方と私どもの認識は一致をしたわけでありますから、合意内容をやっぱり政府は早く明確化し、それに対する対策をしっかり立てていくということが現場のJAを含めた皆さん方の不安を解消することになるんじゃないでしょうか。政府・与党のほうでは来年の秋ですかね、秋にこのTPPに対する農業対策をまとめると、こういうことでありますから、これをしっかり我々としては見極めていく、こういうことになるんじゃないかとおもいます。